

横手市週休2日制工事に関する森林整備運用

令和6年10月1日
横手市農林部

横手市週休2日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における、森林整備運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条（1）の「週休2日」は、対象期間において、4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下「通期の週休2日」という。）をいう。暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（現場閉所率28.5%）以上を達成しているものとみなす。なお、4週6休以上4週8休未満については、次のとおり区分する。
 - ① 4週7休 対象期間において、土日に限定せず、現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%（8日/28日）未満である状態
 - ② 4週6休 対象期間において、土日に限定せず、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%（7日/28日）未満である状態
- 2 要綱第2条（1）、（3）の「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。なお、次の①～③の期間は除く。
 - ① 対象期間に7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇として3日間、年末年始を含む工事では年末年始休暇として6日間
 - ② 工場製作のみを実施している期間
 - ③ 工場全体を一時中止している期間
- 3 要綱第2条（3）の「現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組」とは、対象期間において、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者の休日率（平均休日日数の割合）を28.5%（8日/28日）以上にする取組をいう。なお、週休2日交替制における4週6休以上4週8休未満については、次のとおり区分する。
 - ① 週休2日交替制における4週7休 対象期間内の休日率が25.0%（7日/28日）以上28.5%（8日/28日）未満である状態
 - ② 週休2日交替制における4週6休 対象期間内の休日率が21.4%（6日/28日）以上25.0%（7日/28日）未満である状態

要綱第3条関係（休日）

- 1 要綱第3条第1項の「休日」とは、施工計画書で定めた休日計画に基づく休日のことを意味する。
- 2 要綱第3条第1項の「現場代理人等」とは、施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者のことを意味する。
- 3 現場閉所の確認方法
発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書（様式3-3参照）に勤務状況確認表（様式3-4参照）を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- 4 交替制の確認方法
発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書（様式4-1参照）に休日状況確認表（様式4-2参照）を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 次の工事については、対象外とする。
 - (1) 現場工事が4週間未満と見込まれる工事
 - (2) 設計額が130万円未満の工事
- 2 発注者は、対象外工事を除く全ての工事について、通期の週休2日制工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。なお、ここでの「工事」には、森林整備関係業務委託（植栽、保育等）も含むものとする。
- 3 発注者は、週休2日制工事とする場合は、特記仕様書及び条件明示書に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。
- 4 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制及び週休2日交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日又は週休2日交替制を実施することが困難又は不適切であると発注者が判断した場合とする。
- 5 現場閉所困難工事については、受注者希望型において、週休2日又は週休2日交替制の取組ができるものとする。
- 6 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は週休2日交替制の実施の有無について監督職員と協議するものとする。

要綱第5条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第6条関係（その他）

【工事費の積算に関すること】

- 1 森林整備における積算は、「秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用」に準ずるものとする。

【その他】

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（3-3、3-4、4-1、4-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。
- 4 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。

附 則（令和6年9月30日農林第758号）
この運用は、令和6年10月1日から施行する。

特記仕様書 ※記載例

第1編 共通編 第1章 総則 1-3 週休2日制工事の対象	発注者指定型	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、横手市週休2日制工事（発注者指定型）である。 ・週休2日制工事の実施にあたっては、「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する森林整備運用」に基づいて行うものとする。
	受注者希望型	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、横手市週休2日制工事（受注者希望型）である。 ・受注者は、施工計画書の提出前に、週休2日又は週休2日交替制の実施の有無について、監督員と協議するものとする。 ・週休2日又は週休2日交替制の実施にあたっては、「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する森林整備運用」に基づいて行うものとする。

条件明示書 ※記載例

2. 週休2日制工事における補正	発注者指定型	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は週休2日を推進するため、通期の週休2日を実施することを前提として、予定価格の経費に補正を行っている。なお、補正係数については、「秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用」に準ずるものとする。 ・工期内において、通期の週休2日に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直す。4週6休に満たない場合は補正を行わない。
	受注者希望型	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は予定価格は、週休2日制工事にかかる経費の補正を行っていない。 ・受注者希望に基づき週休2日制工事を実施する場合の条件は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 受注者は週休2日又は週休2日交替制の工事を希望することができる。 二 工期内において、現場閉所率又は休日率の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を行う。